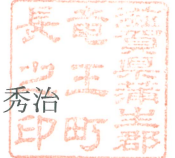


竜王町公告第33号

下記案件について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年7月26日

竜王町長 西田 秀治



記

- 1 一般競争入札に付する案件の概要
 - (1) 案件名称 竜王町議会タブレット端末およびグループウェアシステム利用
 - (2) 納入場所 竜王町役場（蒲生郡竜王町大字小口3番地）
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和9年9月30日まで
 - (4) 業務内容 仕様書のとおり
 - (5) 予定価格 公開しない

- 2 入札方式
事後審査型条件付一般競争入札

- 3 入札参加資格要件
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項のほか、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
 - (2) 自己または自社もしくは自社の役員等が竜王町暴力団排除条例（平成23年竜王町条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
 - (3) 国税（消費税等を含む。）および地方税を滞納していないこと。
 - (4) 滋賀県内に本社または支店、営業所があること。

4 設計図書等に対する質問の受付

(1) 受付期間 令和5年7月26日午前9時から令和5年8月8日午後5時まで

(2) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

メールアドレス：ryuoh.nyusatsu@town.ryuoh.shiga.jp

電話番号：0748-58-3701

(3) 質問は質問・回答書を用いて行うこと。

(4) 質問の回答は、令和5年8月17日（木）午後5時までに竜王町ホームページに掲載する。

5 入札参加手続き

(1) 入札参加届

この入札に参加を希望する者は、竜王町ホームページに掲載している入札参加届の様式を使用し、令和5年8月21日（月）午後5時までに未来創造課まで持参または郵送により提出すること。なお、期限内必着とする。

(2) 提出場所

ア 宛先：竜王町未来創造課契約電算係あて

イ 住所：〒520-2592

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

6 入札会

(1) 入札執行日時および場所

ア 日時：令和5年8月22日（火） 午前11時

イ 場所：竜王町役場3階大会議室

(2) 入札時提出書類

ア 入札書

イ 委任状（必要に応じて）

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 郵便による入札

郵便または信書便による入札は取り扱わない。

(5) 開札

入札終了後直ちに行う。また、入札参加者は開札に立会うものとする。

7 落札候補者の決定方法

(1) この入札は、事後審査方式のため、予定価格と最低制限価格の範囲内で最も入札価格の低い者（以下「落札候補者」という。）から順位を決定し、当事

者から順に競争参加資格の審査を行い、後日落札決定する。

(2) 落札候補者が同価格により2者以上ある場合は、くじによって順位を決定する。

8 事後審査型条件付一般競争入札競争参加資格確認申請書の審査および落札者の決定

(1) 開札後に落札候補者から事後審査型条件付一般競争入札競争参加資格確認申請書および入札参加資格要件を確認するための資料提出を求め、入札参加資格審査を行う。

(2) 令和5年8月29日(火)午後5時までに事後審査型条件付一般競争入札競争参加資格確認申請書の提出がない場合は不適格とする。

(3) 審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは不適格とし、次順位者の入札参加資格の審査を行う。

(4) 審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしているときは、落札決定通知書を発行し、当該者を落札者とする。

(5) 審査の結果、入札参加資格を満たしていないため不適格となった者については、不適格通知書を発行し、入札結果においてその旨および不適格となった理由を明記するものとする。

9 契約保証金

契約保証金は免除する。

10 入札結果の公表

当該業務の落札決定をしたときは、その旨を落札者に速やかに通知するとともに、入札結果を竜王町ホームページにて公表する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

ウ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

エ 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

オ 入札書記載の金額を加除訂正した入札(紙入札の場合)

カ その他入札に関する条件に違反した入札

キ 提出資料等に虚偽の記載をした者の入札

12 その他

- (1) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。したがって、入札書には消費税および地方消費税を含めない金額を記入すること。
- (2) 入札価格が予定価格に達しないときは、全3回まで再度の入札を行う。その際、途中で入札を辞退する場合は、その旨を申し出て速やかに退室すること。
- (3) 上記(2)においても決定しないときは、入札を中止することがある。
- (4) その他は竜王町財務規則等関係法令の規定による。

入札に関する問い合わせ先

〒520-2592

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

竜王町役場 未来創造課契約電算係

TEL：0748-58-3701

FAX：0748-58-1388